

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 5 年度
計画主体	広島県広島市

広島市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名	広島県広島市農林水産部農政課・農林整備課・水産課
所 在 地	広島県広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号
電 話 番 号	0 8 2 - 5 0 4 - 2 2 4 7 / 2 2 4 9 / 2 2 5 2
F A X 番 号	0 8 2 - 5 0 4 - 2 2 5 9
メールアドレス	農政課／nousei@city.hiroshima.lg.jp 農林整備課／nourin@city.hiroshima.lg.jp 水産課／suisan@city.hiroshima.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、シカ、サル、ヌートリア、タヌキ、アナグマ、カワウ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	広島県広島市内全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	水稻	6,509（千円） 6.98ha
	果樹	3,673（千円） 1.66ha
	野菜	10,382（千円） 3.00ha
	その他	2,239（千円） 1.55ha
シカ	水稻	2,746（千円） 2.94ha
	野菜	8,335（千円） 2.41ha
	その他	5,292（千円） 3.44ha
サル	水稻	288（千円） 0.30ha
	野菜	3,110（千円） 0.39ha
	その他	332（千円） 0.21ha
ヌートリア	水稻	100（千円） 0.10ha
	野菜	171（千円） 0.02ha
	その他	72（千円） 0.08ha
タヌキ	野菜	514（千円） 0.10ha
	その他	221（千円） 0.17ha
アナグマ	野菜	298（千円） 0.07ha
	その他	236（千円） 0.15ha
カワウ	魚類（アユ・メバル等）	26,000（千円）

* 林産物含む。

* カワウの被害数値は、市域の太田川水系におけるアユ被害数値

(2) 被害の傾向

広島市での鳥獣による農作物被害は、市内全域で発生しており、被害額は直近の3か年で、令和元年度が4,481万円、令和2年度が4,514万円、令和3年度が4,556万円で、依然として高止まりで推移している。近年、市街地周辺に野生鳥獣が出没する事案が多数発生している。また、山際の住宅地では野生鳥獣の出没が常態化している。

① イノシシ

イノシシによる農作物被害は、市街地を除く市内全域で発生しており、中でも安佐南区、安佐北区、安芸区及び佐伯区の中山間地域での被害が著しい。

被害金額、被害面積共に有害鳥獣の中で最も多く、今後もこの傾向は続くと考えられる。

また、農作物被害だけでなく、休耕地や畦畔、道路法面等の掘り起こしや住宅地近くへの出没等の生活環境被害も増えている。

② シカ

シカによる農作物被害は、安佐北区の白木山山系地域や安佐南区等において、農作物全般で年間を通じて発生しており、特に水稻、野菜、果樹への被害が著しい。

シカの生息域は、年々拡大しており、これまで被害報告の少なかった地域で被害の発生や、生活環境被害が懸念されることから、今後も被害の増加が予想される。

③ サル

サルによる農作物被害は、安佐南区、安佐北区、安芸区及び佐伯区において、主に野菜、果樹を中心として、年間を通じて発生している。

近年、被害金額は平成31年度を境に増加に転じている。

また、離れザルの住宅地への出没による生活環境被害だけでなく住宅地への群れの出没が増加している。

④ ニートリア

ニートリアによる農作物被害は、ほぼ市内全域において、野菜、水稻等で、春から秋にかけて発生している。

⑤ タヌキ・アナグマ

タヌキやアナグマによる農作物の被害は、市内全域において、野菜、果樹で、主に春から秋にかけて発生している。

近年は住宅地への出没が増えており、生活環境被害が増加している。

⑥ カワウ

カワウによる水産物の被害は、市域の太田川水系や広島湾でのアユ、メバル等の被害が発生している。

市域の太田川水系では、漁協が稚アユを放流してからアユ釣り解禁までの期間（4～5月）や産卵期の禁漁期間（10～11月）等、川に釣り人や漁業者の立入りが少ない期間における被害が多い。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）
イノシシ被害	22,803（千円） 13.19ha	21,310（千円） 12.01ha
シカ被害	16,373（千円） 8.79ha	15,300（千円） 8.00ha
サル被害	3,730（千円） 0.91ha	3,485（千円） 0.83ha
ヌートリア被害	343（千円） 0.20ha	320（千円） 0.15ha
タヌキ被害	735（千円） 0.27ha	687（千円） 0.25ha
アナグマ被害	534（千円） 0.22ha	499（千円） 0.20ha
カワウ被害	26,000（千円）	19,000（千円）

* カワウの被害数値は、市域の太田川水系におけるアユ被害数値

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	【駆除】 ・ 広島市有害鳥獣駆除班による捕獲 ・ 被害農家による捕獲柵等を活用した捕獲 ・ 大型野生鳥獣の市街地出没に対応するための駆除班緊急出動 ・ 各駆除班の連携による合同駆除の拡大 ・ 国交付金を活用した箱わなの導入 ・ 新たな捕獲の担い手の確保 ・ シカ及びサルの大型捕獲柵の導入 ・ サル大型捕獲柵の導入 ・ 狩猟免許の取得に対する助成 ・ 有害鳥獣駆除捕獲物処理事業の実施	・ 駆除班員の高齢化が加速しており、併せて班員数も減少傾向にあることから、新たな捕獲の担い手の確保が必要となっている。 ・ カワウについては、市内河川のほとんどの場所が銃猟禁止区域であることから、効果的な駆除活動ができない状況である。
防護柵の設置等に関する取組	【防除】 ・ 国交付金を活用した集落防護柵の設置 ・ 農家が設置する電気柵、防護柵等の防除施設に対する補助及び設置指導 ・ ロケット花火等による追い払い	・ 高齢化や人口減少が加速した地域では、集落防護柵の設置及び維持管理が困難である。 ・ 地域住民が追い払いに使用する動物駆逐用煙火について、適切な使用方法を周知するなど、安全面への配慮が必要で

	の支援 ・町内会等地域住民が主体となって取り組む有害鳥獣対策に対する補助 ・カワウのねぐら等における追い払いの支援 ・啓発活動 ・担当職員のスキルアップ	ある。 ・地域住民による有害鳥獣対策を推進するために周知を行う必要がある。 ・カワウが花火等による追い払いに慣れてしまい、取組の効果が薄れている。
生息環境管理その他の取組	【環境整備】 ・放置された果樹の除去や、生ゴミの適切な出し方についての普及啓発 ・鳥獣害緩衝帯の整備 ・耕作放棄地の解消	・市街地周辺での里山林の荒廃や耕作放棄地の増加により、鳥獣の生息域が人里近くへ拡大し、市街地周辺への鳥獣の出没が頻繁に発生するなど、有害鳥獣による生活環境被害が深刻化しており、人的被害の発生も危惧されている。

(5) 今後の取組方針

【鳥獣捕獲】 ① 広島市有害鳥獣駆除班による捕獲 本市が整備している14班の有害鳥獣駆除班により、銃又はわなによる捕獲を実施する。 特に市街地周辺の森林等における捕獲の強化を図る。 ② 被害農家による捕獲柵を活用した捕獲 鳥獣による生活環境、農林水産業に係る被害等を受けた者等に対して、捕獲許可を行う。 ③ 大型野生鳥獣の市街地出没に対応するための駆除班緊急出動 大型野生鳥獣が市街地に出没した際に、駆除班に緊急出動を要請して対応するとともに、対応に必要な防護用品の充実を図る。 ④ 各駆除班の連携による合同駆除の推進 有害鳥獣の捕獲の強化を図るため、市内の各駆除班の連携による合同駆除を推進する。 ⑤ 国交付金を活用した箱わなの導入 駆除班による有害鳥獣の捕獲数の増加を図るため、国交付金を活用し、
--

駆除班が使用する箱わなを導入する。

⑥ 新たな捕獲の担い手の確保

駆除班の体制強化を図るため、新規駆除班員の確保及び熟練者による班員の育成に取り組む。

⑦ シカ及びサルの大型捕獲柵の導入

シカ及びサルの群れ単位の捕獲を目的として、大型捕獲柵を導入する。特に、シカについては、ＩＣＴ（情報通信技術）を導入し、捕獲効率の向上を図る。

⑧ 狩猟免許の取得に対する補助

有害鳥獣駆除活動に参加する狩猟者を増やすため、駆除に従事することを前提とした狩猟免許を取得する者に対し、取得費用を補助する。

⑨ 有害鳥獣駆除捕獲物処理事業の実施

有害鳥獣駆除を実施している駆除班員や農家の負担軽減を図るため、駆除班や農家が捕獲したイノシシやシカ、サルの焼却施設までの運搬等を民間事業者へ委託する取組を実施する。

【防除】

① 国交付金を活用した集落防護柵の設置

集落全体を囲む集落防護柵の設置については、国交付金を活用して補助を行う。

② 農家が設置する電気柵、防護柵等の防除施設に対する補助及び設置指導

個々の農家が設置する電気柵、防護柵等の防除施設の設置について、市事業により補助を行う。

③ ロケット花火等による追い払いの支援

ア テレメトリー手法（野猿に発信機を装着して受信機によりその行動を察知する手法）を活用し、地域住民によるロケット花火等によるサルの追い上げを実施する。

イ 佐伯区において、サルダス（サル情報発信・共有）システムを活用しサルの居場所と移動経路の予測を行い、地域住民自らが追い上げる体制を構築する。

④ 町内会等地域住民が主体となって取り組む有害鳥獣対策に対する補助

国交付金の対象とならない地区での集落防護柵の設置など、地域住民が主体となって取り組む有害鳥獣対策に対して、市事業により補助を行う。

⑤ カワウのねぐら等における追い払いの支援

カワウの群れが集まるねぐらなどで長期的に追い払い効果のある生分解性テープの設置回数を増やすなど、漁業者が主体となって取り組む防除対策に対して、支援を行う。

⑥ 啓発活動

講習会等により、地域住民が自ら総合的な鳥獣被害対策に取り組むことができるよう指導を行う。

⑦ 担当職員のスキルアップ

県が実施する鳥獣被害対策アドバイザースキルアップ研修会等に参加し、新技術等の専門的知識の習得や技術の向上に努める。

【環境整備】

① 放置された果樹の除去や、生ゴミの適切な出し方についての普及啓発
野生鳥獣を市街地へ誘引させないように、原因となる放置された果樹等の除去や、生ゴミの適切な出し方について、市民への普及啓発に取り組む。

② 鳥獣害緩衝帯の整備

農地と野生鳥獣が生息する森林との間にある里山林を間伐し、鳥獣が出没しにくい環境を整備する町内会等に県交付金を活用した補助を行う。

③ 耕作放棄地の解消

農業者を含む地域団体等が耕作放棄地を農地として活用する取組に対する補助や、町内会・自治会や農業者団体等による農地や耕作放棄地の利活用プランの作成支援や農業機械購入等に対する補助を行う。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

① 駆除班駆除

本市では、14班の有害鳥獣駆除班（東区1班、西区1班、安佐南区4班、安佐北区4班、安芸区2班、佐伯区2班）を整備している。駆除班の構成員は、駆除を実施するために必要な最小限の人数とし、1班当たりおおむね20名程度を基準としている。

駆除班による駆除活動は、被害発生予察に基づき、年間の有害鳥獣駆除計画を策定するとともに、この計画に基づき、銃器及びわなによる捕獲を行う。

② 被害者駆除

本市では、鳥獣による生活環境、農林水産業に係る被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼を受けた者に対して、被害の防止を目的として捕獲を実施する場合に限り、捕獲柵や箱わなの捕獲許可を行っている。

捕獲許可を受けた者は、許可に基づき、鳥獣の捕獲を行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
5年度	○イノシシ ○シカ ○サル ○ヌートリア ○タヌキ ○アナグマ ○カワウ	・ 捕獲柵、箱わな設置に対する資材への補助 ・ 若手班員を対象とした新任研修の開催 ・ 新たな捕獲技術等の調査、研究
6年度	同上	同上
7年度	同上	同上

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

イノシシについては、繁殖力が高い上、気候や栄養状態により出産率や死亡率が大きく変動するため、前計画（令和2～4年度）の捕獲計画数と過去5か年の捕獲実績を参考に、捕獲計画数を設定した。

シカについては、前計画（令和2～4年度）の捕獲計画数と過去5か年の捕獲実績を参考に、捕獲計画数を設定した。

サルについては、著しい被害を及ぼす群れを大型捕獲柵により計画的な捕獲を実施しており、大型捕獲柵導入後の実績を参考に、捕獲計画数

を設定した。

ヌートリアについては、前計画（令和２～４年度）の捕獲計画数を基に、今後の捕獲計画数を設定した。

タヌキについては、前計画（令和２～４年度）の捕獲計画数と過去５か年の捕獲実績を参考に、捕獲計画数を設定した。

アナグマについては、過去５か年の捕獲実績を参考に、捕獲計画数を設定した。

カワウについては、市内河川に多数飛来し、漁業被害をもたらしているが、市内河川のほとんどが銃猟禁止区域であること等により、捕獲数が限られていることから、過去３か年の捕獲実績を参考に捕獲計画数を設定した。

対象鳥獣	捕獲実績	捕獲計画数等		
	３年度	５年度	６年度	７年度
イノシシ	１，６０９	１，７５０	１，８００	１，９５０
シカ	１，６４１	１，６５０	１，７００	１，７５０
サル	５１	１００	１００	１００
ヌートリア	１１	３０	３０	３０
タヌキ	５５	１２０	１２０	１２０
アナグマ	６５	８０	８０	８０
カワウ	１４	３０	３０	３０

* 捕獲実績と計画を比較するため、令和３年度捕獲実績を追加

捕獲等の取組内容
市内全域において、農林水産物被害及び生活環境の被害に対処するため、被害状況及び有害鳥獣駆除実施計画を基に、銃器又はわなを活用した駆除を実施する。
捕獲等の実施期間は、原則として、４月１日から翌年３月３１日までとする。狩猟期間等（狩猟期間及びその前後１５日間）における鳥獣保護区等の狩猟が禁止されている区域内については、生息状況や被害状況を勘案して、駆除を実施する。
駆除班員が駆除活動中に発生した不慮の事故等へ対処するため、有害鳥獣駆除従事者傷害保険へ加入する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
広島市内全域	広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の第二条の二により、広島県から捕獲許可権限を委譲されている。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	5 年度	6 年度	7 年度
イノシシ・カササギ	【国交付金事業】 * 1 防護柵：2 km 【市補助事業】 * 2 電気柵：7 km 防護柵(ワイメッシュ等)：8 km	【国交付金事業】 防護柵：2 km 【市補助事業】 電気柵：7 km 防護柵(ワイメッシュ等)：8 km	【国交付金事業】 防護柵：2 km 【市補助事業】 電気柵：7 km 防護柵(ワイメッシュ等)：8 km

* 1 集落全体を囲う集落防護柵の設置

* 2 国交付金事業の対象とならない個人で取り組む防護柵の設置

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	5 年度	6 年度	7 年度
全般	・ 集落防護柵の適切な維持管理 ・ 電気柵、防護柵等の防除施設に対する設置指導 ・ 地域住民、漁業者による追い払い ・ 地域住民に向けた講習会の実施	・ 集落防護柵の適切な維持管理 ・ 電気柵、防護柵等の防除施設に対する設置指導 ・ 地域住民、漁業者による追い払い ・ 地域住民に向けた講習会の実施	・ 集落防護柵の適切な維持管理 ・ 電気柵、防護柵等の防除施設に対する設置指導 ・ 地域住民、漁業者による追い払い ・ 地域住民に向けた講習会の実施

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
5 年度	全般	・ 放置された果樹の除去や、生ゴミの適切な出し方についての普及啓発有害鳥獣出没要因の除去 ・ 鳥獣害緩衝帯の整備 ・ 耕作放棄地の解消
6 年度	全般	・ 放置された果樹の除去や、生ゴミの適切な出し方についての普及啓発有害鳥獣出没要因の除去 ・ 鳥獣害緩衝帯の整備 ・ 耕作放棄地の解消
7 年度	全般	・ 放置された果樹の除去や、生ゴミの適切な出し方についての普及啓発有害鳥獣出没要因の除去 ・ 鳥獣害緩衝帯の整備 ・ 耕作放棄地の解消

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項（事件・事故等対応マニュアル（危機管理マニュアル）【カテゴリー4】：15 危険動物・野生動物等による危害（危機管理室）より抜粋）

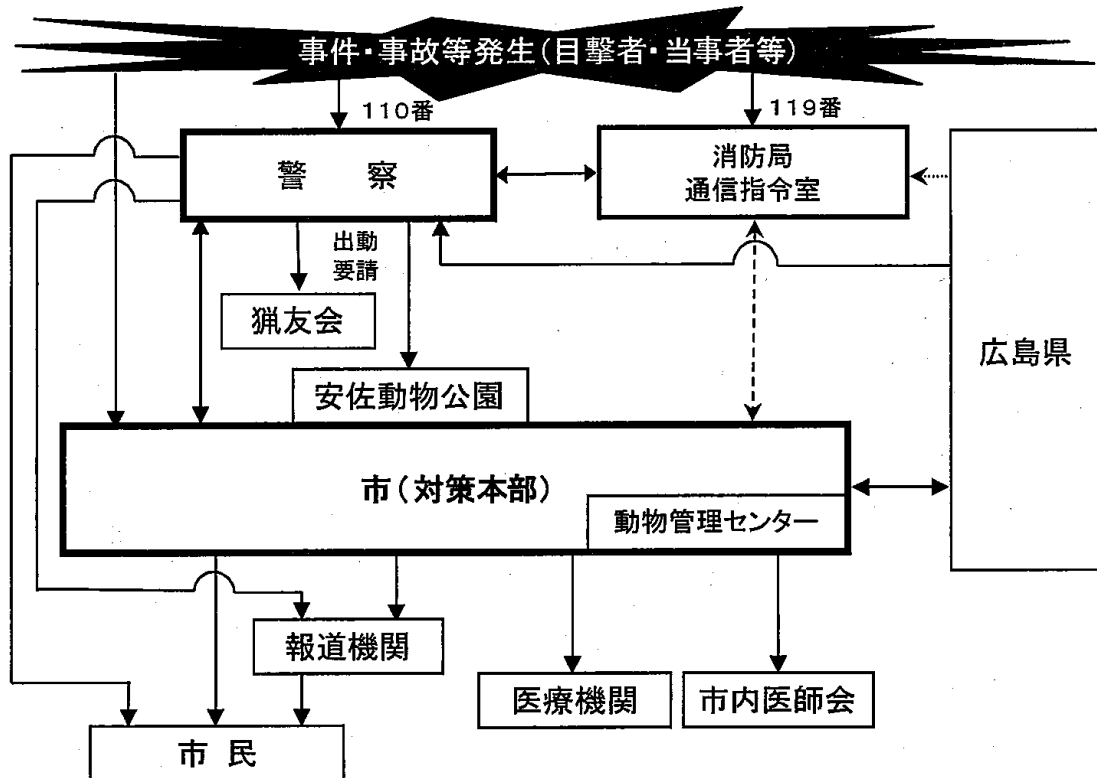
（１）関係機関等の役割

区 分	総	所			関係局・区等							主な関係機関等				
	危機管理室	事案発生区			企画総務局	健康福祉局	こども未来局	経済観光局	都市整備局	消防局	教育委員会	安佐動物公園	（公財）広島市みどり生きもの協会・	広島県警察	広島県危機管理監	広島県環境県民局環境部自然環境課
		地域起こし推進課	農林課	区政調整課	広報課	動物管理センター	保育指導課	農林水産部農林整備課	緑化推進部	救急課	健康教育課					
対策本部事務局運営	○	○														
救急活動										○						
地域関係団体との連絡・調整		○														
園児の安全確保						○										
児童生徒の安全確保											○					
市民相談 関係施設への情報提供		△	○													
対応支援						○		○	○			○				
脱走した動物の飼養者への指導						○										
捕獲の指導																○
警察活動、猟友会や関係機関との調整														○		
市民、事業者への広報 報道機関への情報提供	○	○		△	○											
関係機関の調整等	○	○													○	

※ 区分欄の“総”は“総合調整局”を、所は“所管局・区等”を示します。

※ 表中の○印は本務として行う活動、△印は必要に応じて行う活動を示します。

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

鳥獣捕獲後の処理については、原則持ち帰るか、市清掃工場での焼却、やむを得ない場合には、生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	市内において行われている取組について、その状況を情報発信していく。
ペットフード	市内において行われている取組について、その状況を情報発信していく。
皮革	市内において行われている取組について、その状況を情報発信していく。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	市内において行われている取組について、その状況を情報発信していく。

(2) 処理加工施設の取組

現時点で該当なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

現時点で該当なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	広島市鳥獣被害防止総合対策協議会
構成機関の名称	役割
広島市農林水産部農政課 広島市農林水産部農林整備課 広島市農林水産部水産課	事務局（総括）を担当し、協議会に関する連絡調整を行う。
広島市各区農林担当課	事務局（総括）を補助する。
広島県猟友会広島連絡協議会	有害鳥獣捕獲技術関連情報の提供と有害鳥獣捕獲を実施する。
広島市農業協同組合	事務局（会計）を担当する。 対象地域を巡回し、営農（被害防止技術）指導・情報提供を行う。
安芸農業協同組合	対象地域を巡回し、営農（被害防止技術）指導・情報提供を行う。
広島県農業共済組合	有害鳥獣被害状況関連情報の提供を行う。
広島市森林組合	有害鳥獣生息環境関連情報の提供を行う。
広島県西部農業技術指導所	有害鳥獣被害防止関連情報の提供を行う。
太田川漁業協同組合	有害鳥獣被害状況関連情報の提供を行う。
広島市漁業協同組合	有害鳥獣被害状況関連情報の提供を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
広島市有害鳥獣駆除対策連絡会議	野生鳥獣の農林水産物に対する被害状況等を的確に把握し、効果的な有害鳥獣駆除の推進を図る。
野猿等被害対策協議会	安佐北区、佐伯区の野猿等について、被害防止に関する情報提供と追い払い等の防止対策の周知
広島県環境県民局 自然環境課	鳥獣保護管理法関係情報提供等
広島県農林水産局 農業技術課	鳥獣被害防止特措法関係情報提供等

広島県農林水産局 水産課	太田川水系カワウ対策協議会及び広島県カワウ対策協議会に関する情報提供等
広島県西部農林水産事務所 農村振興課	鳥獣被害防止特措法関係情報提供・交付金事務等
広島県西部農林水産事務所 林務第一課	鳥獣保護管理法関係情報提供等
広島県西部農業技術指導所	鳥獣被害防止関係技術指導等
安芸高田市、北広島町、安芸太田町、廿日市市、東広島市、府中町、海田町、坂町、熊野町、大竹市	鳥獣被害防止に関する情報提供等
広島中央警察署、広島東警察署、広島南警察署、広島西警察署、安佐南警察署、安佐北警察署、海田警察署、佐伯警察署	捕獲許可、人身被害等情報提供等
広島森林管理署	捕獲協力等情報提供等

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

別紙広島市鳥獣被害対策実施隊設置要綱のとおり

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当なし